

相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

## 相模原市条例第17号

### 相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例

相模原市医療費助成条例(昭和49年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者で、該当することとなった年齢が65歳以上であるものは、対象者としな

第4条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

前条の規定にかかわらず、同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者(児童を除く。)で、医療を受けた日の属する年の前年(その日が1月から6月までの間にある場合は、その日の属する年の前々年)の当該者の所得の額が、規則で定める額以上であるときは、対象者としな

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の第3条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に初めて同条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった者について適用し、同日前に同項第1号から第4号までのいずれかに該当していた者については、なお

従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の第4条第1項の規定の施行のために必要な手続その他の行為は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前においても行うことができる。